

平成23年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年3月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子
 3番 小菅 六雄 4番 高橋 繁夫
 5番 内田 聡史 6番 奥村 治男
 7番 矢野 隆行 8番 梶山 幾世
 9番 井狩 辰也 10番 市木 一郎
 11番 坂口 哲哉 12番 田中 良隆
 13番 中島 一雄 14番 丸山 敬二
 15番 西本 俊吉 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 田中 孝嗣
 19番 立入三千男 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉 (選挙管理委員会書記長)
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
健康福祉部政策監	岩井 敏	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	環境経済部政策監	竹内 睦夫
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	中島 宗七
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 8 号から議第 1 8 号まで及び議第 2 7 号から議第 3 6 号まで
並びに請願第 1 号及び請願第 2 号
(平成 2 3 年度野洲市一般会計予算 他 2 2 件)
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 追加第 1 報告第 1 号
(委任専決処分の報告について (工事請負契約の変更について))
- 追加第 2 議第 3 7 号から議第 4 0 号まで
(平成 2 2 年度野洲市一般会計補正予算 (第 7 号) 他 3 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 追加第 3 発議第 1 号
(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 追加第 4 意見書第 1 号から意見書第 3 号まで
(若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書案 他 2 件)

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長 (立入三千男君) 皆さん、ご苦労さんです。

会議に先立ちまして、去る 1 1 日に発生いたしました、東北関東大震災に対しまして、被災されました多くの皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになり、またご遺族に対しまして、衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げるところでございまして、黙祷をささげたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

○議長 (立入三千男君) 黙祷を終わります。ご協力、ありがとうございました。

それでは直ちに会議に入ります。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第8番、梶山幾世君、第9番、井狩辰也君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、各委員長より、委員会審査報告書が提出されておりますので、議第8号から議第18号まで及び議第27号から議第36号まで、並びに請願第1号及び請願第2号、平成23年度野洲市一般会計予算ほか22件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

○15番(西本俊吉君) 第15番、西本俊吉です。

去る3月8日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第27号野洲市人権センター条例、議第29号野洲市事務分掌条例等の一部を改正する条例、議第30号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第31号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例、議第32号、野洲市地域総合センター条例の一部を改正する条例、以上の5議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第27号及び議第31号につきましては、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第29号、議第30号及び議第32号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。

去る3月8日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、3月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、教育長を初め、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議第33号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、詳細な説明を受け、この後質疑もなく、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 13番、中島一雄でございます。

去る3月8日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、3月17日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第28号野洲リバーサイドタウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、議第34号野洲市地域ふれあい公園の条例の一部を改正する条例、議第35号野洲市が設置する一般廃棄物処理施設にかかわる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例、議第36号市道路線の認定及び廃止について、以上4議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書及び請願第2号小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願書については、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。

第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 去る3月8日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月11日、15日、17日に各分科会を、22日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第8号平成23年度野洲市一般会計予算、議第9号平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第10号平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号平成23年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第12号平成23年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第13号平成23年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第14号平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第15号平成23年度野洲市基幹水利管理事業特別会計予算、議第16号平成23年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第17号平成23年度野洲市土地取得特別会計予算、議第18号平

成23年度野洲市水道事業会計予算、以上の11議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

議第8号から議第10号までについては、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第11号から議第18号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題になっております議第8号から議第18号まで及び議第27号から議第36号まで、並びに請願第1号及び請願第2号の各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、3議案についての反対討論を行います。

討論を行うに当たりまして、去る11日、東北関東におきまして、過去最大級と言われる大地震が発生しまして、昨日現在、大津波を中心に、2万人を超える死者また不明者が発生し、過去我々国民が経験したことのない未曾有の事態となっています。亡くなられた多くの方々に、心からご冥福をお祈りしますとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

今、大事なことは、引き続く不明者の救出、また数十万人とも言われております被災者への救援であります。この国難とも言える重大事態に、政府はもちろん、国民立場を超え、国民的課題として、取り組む必要があります。同時に大事なことは、自然災害の発生そのものは防ぐことはできませんが、被害は最小限に防止することができます。

この点では今回の地震で、福島第一原子力発電所の事故に見られるように、これまで国の原子力政策、原発政策の安全神話のもと、防災安全対策は極めて不十分であり、放置されてきたことが明らかになっています。その意味では、まさに今回の原発事故そのものは

人災と言わなければなりません。

本市でも福井原発の60キロ圏であります。ですから、根本的には安全性の確立のないままの原子力発電政策そのものを見直すこと、同時に現在の原発事故を想定した防災計画の不十分さも含め、計画の全体を見直すことが求められています。

一方、市において、現在、市民行政一体で、地震被災者の皆さんへの援助を行っています。旧分庁舎には、多くの市民の皆さんから救援物資が寄せられています。引き続き、この救援の取り組みを進められるとともに、行政、政治の責任、また市民の安全安心のまちづくりを進められることをこの際求めておくものであります。

それでは、一般会計予算案の反対討論を行います。言うまでもなく、これまでの世界的な金融危機に伴う経済不況のもと、23年度の市予算案は、法人市民税は、若干回復基調に計上されておりますが、個人市民税は減少しております。このことは、市民全体にこれまで指摘してきましたように、雇用や営業など、これらの悪化により、収入、所得の減少を意味しているものであります。

この指摘は、本予算案でも、生活保護措置費が増大していることなどを見ましても明らかであります。ですから、限られた財源の中で、市民の暮らしを守る予算にするかが、今、問われています。

この点から23年度予算を見ますと、この間、市民の皆さんからも要望がありました、学童保育所の建設予算を昨年度に引き続き、中主学童や北野学童で整備されること、また学校耐震化予算など、評価される予算もあります。しかし、全体として、市民の期待にこたえるかどうか、この観点から疑問もございます。

例えば、本定例会でも地域経済への波及効果が大きく全国各地で取り組まれている住宅リフォーム助成制度の実施も求めましたが、しかし市長は経済効果に疑問、要望がないとして、市内業者の経営実態から目をそむけています。

その一方では、市民には、集中改革プランで、サービス低下や負担の増加を求めながら、企業に対して約束だからといって、引き続き振興助成金を交付することを予算計上しています。これでは市民の暮らしを守ることや、市内経済の活性化、振興でもそれを進めることができないのではないのでしょうか。

次に、命と暮らしを守る点でも、予算案では22年度に引き続き、国保会計の繰り入れを減らされ、結果として、高い国保税を市民に押しつけることになっています。また、県下では、多くの市町で、子宮頸がんワクチン等の接種について全額補助をしています。

本市の場合、一部負担としている数少ない自治体でございます。これは市民の命と健康を守る観点から残念と言わざるを得ません。

一方、民主行政、民主的行政を進める意味でも、同和行政の問題もこの予算審議で指摘しましたが、結論的には、私はこれまでの同和行政の踏襲と考えます。第二次同和対策基本方針に基づき、向こう5年間で終結の方針であると言われていましたが、その方向は、具体的な答弁を聞く限り、見えてきません。このことは、質疑の際、現在、特別対策と実施している、例えばの例で質問しましたが、特別対策として実施している識字学級について、これこそ地域に限定している特別対策から、全市民対象に一般施策化すべきと言いましたが、このことすら、それを直ちに行う方向での答弁がされませんでした。

また、23年度予算案でも、特定の運動団体である、部落解放同盟が事実上主催する各種の全国集会等の参加に、引き続き補助金を計上するなど、民主的な行政とはかけ離れていると考えます。

以上、本予算案について反対討論としますが、初めに言いましたように、大震災を踏まえ、今こそ市民の命と安全を守る行政が求められています。23年度においては、この点でも施策を積極的に推進されることを求め、討論とします。

続きまして第27号、野洲市人権センター条例及び野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

提案説明では、人権センターの設置については、本市の人権施策の拠点として、人権相談や、人権侵害への取り組みの足がかりとしていくため設置するとされました。しかし、人権全般の拠点と言いながら、差別の定義を部落差別を初めとするあらゆる差別としており、この定義は問題と考えます。

この定義は、言いましたように、人権施策全体と言いながら、その実は、人権問題を他の方向に導きかねないとも受け取れます。同時に根本的な問題は、この面でも同和行政と人権施策のこの間の到達を正しく位置づけ、民主的な行政を進めるべき行政としての本来の役割を果たすことができない弱点をこの意味でも象徴的にあらわしている条例制定と考えます。

このことは、本条例制定の提案説明で、常任委員会等の説明の中で、これまでの部落差別をなくす取り組みのノウハウを他の人権課題の解決に生かすと説明されました。

私はこの発想は間違いと思います。言うまでもなく、これまでの本市の進め方は、先ほど言いましたように、特定の運動団体の主張に沿い、例えば差別発言イコール犯罪、すな

わち確認糾弾という進め方であります。このような進め方が、本当に人権課題の解決につながるのか、それはつながりません。私は、私のこの考えが、現時点で多数の市民の皆さんの思いだと確信しております。

ですから、本市におけるこれまでの成果や到達、そこから来る市民が取り組むべき人権課題の方向を考えると、本センターの条例の制定は逆行するものと考えます。よって、反対とします。

以上、反対討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。

討論に入ります前に、先の東日本大震災でお亡くなりになられました方々に、哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、ただいま議題となっております議第8号、平成23年度野洲市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

現下の我が国の経済情勢は依然として厳しく、失業率も高どまりから脱却するにはまだまだの感があります。国の見通しにおいても、先行きについては、海外経済の改善や、各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待されているところです。一方、海外景気や為替レート、原油価格の動向等によっては、景気が下振れするリスクが存在するとしております。

こうした中で、平成22年度の法人市民税の決算見込みは、21年度に比べては、若干持ち直し傾向がうかがわれ、好転の兆しが見え始めたところであるものの、市の財政状況は、まだまだ厳しい状況下にあります。

平成23年度予算も、さらに一定程度回復する見込みで計上されておりますが、中東などの政情不安定により、このところ原油高傾向も大きな不安材料になっており、加えて先の大震災により、あらゆる方面で経済活動がストップ、または抑制されている面もあることから、なお予断を許さない状況であります。

平成23年度は、財政健全化集中改革プランの実行の2年目になる中で、ハード事業の継続事業としては、安全安心なまちづくりの一環として、小学校の耐震整備、東消防署の移転改築及び防災センター拠点施設の整備を子育て支援対策として、学童保育所の整備、野洲駅前を中心とした駅前広場、周辺道路のバリアフリー化等の野洲駅周辺都市基盤整備などに取り組みまれ、さらに学校の空調設備整備にも拡充された予算となっております。

また、ソフト事業では、特別支援教育、不登校対策の体制整備、預かり保育の拡充などの子育て支援の拡充や、災害時要援護事業で個別計画の策定など、福祉面でも新たに取り組まれる事業が計上されております。

一方で、財政健全化集中改革プランの一環として、野洲幼稚園及び野洲小学校のPFI事業の見直しの合意を取りつけ、管理委託料の縮減が図られることになったのは、評価に値すべき事案であると思います。

ただ、懸念されることとして、今後も数年間は、幼稚園、保育園の整備、さらに新クリーンセンターの整備など、大きな事業が予定されており、市の財政がなお厳しく不安定な経済情勢の中で持ちこたえられるのか、大変心配されるところではありますが、持ちこたえてもらわなくては困る思いでございます。

年々医療、福祉関係経費は膨れ上がる中、それと並行して、行財政改革の推進に取り組んでいただきながら、着実な行財政運営に努められることを要望いたしまして、平成23年度一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第9番、井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） 9番、井狩辰也です。ただいま議題となっております議題27号、野洲市人権センター条例の制定及び議第31号、野洲市重要な公の施設又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本条例につきましては、平成23年度から野洲地域総合センターの2階を人権施策推進の拠点として位置づけ、人権啓発を初め、人権相談など、人権侵害への取り組みの足がかりとしていくため、「人権センター」を設置されるものであると理解しております。

第1条では、設置目的を定められており、「部落差別を初め」と表記されておりますが、本議会の議案質疑に対し答弁されているとおり、まずまちづくり基本条例は、まちづくりの基本的な考えを定めたものでありますが、その柱の1つである人権については、それを具体化する条例である「人権尊重のまちづくりに関する条例」が担っているものであると理解しております。

今回設置の人権センターは、「人権尊重のまちづくりに関する条例」を具現化する施設であることから、そのもととなっている「人権尊重のまちづくりに関する条例」の目的と同一表現になることは、妥当であると考えます。

また、今日までの市の人権施策への姿勢を示されているもので、部落差別をなくす取り組みにより積み上げてきた手法や実績を他の人権課題の解決に生かす意味から、また第3

条の同和対策の項目につきましても、現在の市の組織、同和対策担当や、市長の附属機関である同和対策審議会が設置されている現段階では、適切な表現であると受けとめております。

今回設置される人権センターでは、事業の1つに人権相談の充実を掲げられていますが、人権を守るためには、啓発だけでは限界があり、個別事例へのきめ細やかな対応が加わることによって、目的どおり人権の拠点として機能が発揮されることになると思います。

以上のことにより、差別のない明るく住みよい地域社会の実現が一層確かなものとなることを願いまして、議第27号野洲市人権センター条例の制定及び議第31号野洲市重要な公の施設又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例についての賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第9号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険は、高齢者や自営業者や農業従事者など、所得基盤が低い方々が多く加入されています。全体の25%が非課税世帯ということが言われており、社会保障制度として、もっと国が手当てしなければなりません。

しかし、予算の財源内訳を見ますと、療養給付費は前年度に比べ、1,500万円ふえて24億3,800万円、国庫支出金は逆に1億4,000万円減り4億7,800万円、療養給付費の19.6%であります。

県支出金も1,000万円減って9,500万円、一般財源も1億8,800万円減って3億3,700万円です。

ふえているのが、後期高齢者交付金3億5,700万円で、15億2,700万円です。担当課の説明では、総額から前期高齢者の交付金を減らして、国庫支出金は計算されるということでもあります。この前期高齢者の交付金というのは、国から交付されるものではありません。社会保険や共済組合の保険料から、特定保険料として3.2%の保険料が徴収され、高齢者の加入率において交付されるものであります。

後期高齢者医療制度が導入されたとき、制度間の不均衡の調整として実施されましたが、年々この前期高齢者交付金はふえています。

そして、予算で見るように、医療費がふえても国庫支出金は減るという現象になっています。前期高齢者の方が12%おられるということでした。

反対理由の第1点目は、予算でも明らかなように、国が出す費用をふやさず、国民に負担を強いていることでもあります。全予算の中の国庫支出金は、8億5,500万円であり、19%です。国保税は12億円であり、26.8%を占めています。国庫負担金をふやし、国保税の引き下げのために、もっと国に求めるべきであります。

さらに国に求めると同時に、野洲市として高過ぎる国保税を引き下げるために、一般会計からの繰り入れなどを行うべきですが、法律の範囲内の支出だけあります。集中改革プランで削減した福祉医療波及分は、23年度も引き続き削減されたままです。高過ぎる国保税だという認識が行政にあるのだろうかと思います。

23年度には、最高限度額が医療分など、各1万円の引き上げが行われ、24年度は国保税の引き上げがと言われております。地方自治法では住民の福祉と健康の保持がうたわれており、払える保険税にするためにも、一般会計からの繰り入れを行うことを求めます。

さらに、70歳未満の入院にかかる医療が伸びており、疾病では一番多いのが、 newborn 21%、続いて循環器系17.4%、3番目が精神的及び行動の障害10.9%と続いています。近隣や県平均と比べて高いのが循環器系です。

こうした中、23年度は人間ドックの補助金を3年に一度にし、課税世帯は、補助率5割を6割に、非課税世帯は8割に改定することになっていますが、医療費を抑制するためにも、3年に一度の補助は余りにも効果が薄いのではないのでしょうか。早期発見、早期治療を進めるためには、毎年健診が受けられるようにすべきであり、この点についても反対を表明します。

3点目の反対理由は、資格証明書の発行です。国民健康保険制度は、社会保障制度の一環として進められてきました。憲法25条の生存権は保証しなければなりません。しかし、資格証明書の発行は、医者にかかるなどという証明ではないのでしょうか。窓口で10割負担できるのであれば、国保税を少しでも払うことができます。納税相談をして、減額の相談をしてるということですが、市役所に来ない人に対しては、一律に資格証明書を送ってるというのが現状です。納付の相談に来ない者が悪いと一律に送付することは、冷たい行政の象徴ではないのでしょうか。

県内でも、資格証明書ゼロというまちもあります。とりあえず、保険証を交付する。全国的には短期保険証の発行がふえたと言われております。厚労省の通達で、保険証の受け取りがなく、返送されてきた世帯に対して、1カ月以内に家庭を訪問し、現状を把握するよう、指示を出しています。

だれもが医療が受けられるようにするのは、行政の最低限の仕事であり、保険証の交付を行うのは当たり前です。納税相談はまず保険証を交付してから行うのが、社会保障制度の観点ではないかと考え、野洲市の健康保険事業に反対をします。

また、国民健康保険法第44条に基づく、病院での窓口負担分を半分、来年度から国が出すことにしました。来年度から、滋賀県としても実施されるようですが、病院で周知するなど、いろいろな対策が必要と考えます。

また、この一部負担の対象範囲が、生活保護の3カ月分以下の預貯金という、かなり限られた内容になっています。このような限定したものでなく、もっとわかりやすい内容に改善すべきです。

低所得者に対する保険税を法定減免している世帯に対して、医療費においても減免していくような制度にすることを求め、23年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算については反対をいたします。

議第10号、平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。後期高齢者医療が導入され、4年目の予算です。野洲市の後期高齢者医療特別会計は、国の制度の中の会計であり、野洲市で融通がきく予算ではありません。

しかし、民主党はこの制度を廃止すると言って総選挙を戦い、政権につきました。しかし、廃止どころか65歳以上を県段階の広域化にし、切り離そうとしています。

現在の制度でも、人間ドックや脳ドックも、市の補助が受けられなくなり、健診も基本健診ということで、慢性疾患のある方は健診から外されました。慢性疾患といっても、常に基本健診の内容が検査されているとは限りません。要は慢性疾患のある人は、他の疾病に対しての予防保健は必要ないという、差別的な保健制度にしました。

公約をほごにし、前期高齢者も含め、差別的な後期高齢者医療を拡大するだけであり、ますます矛盾が広がります。このような差別医療に対して反対いたします。国に対して、差別医療制度をやめるよう、強く要望されることを求めます。

また、この制度は、医療費の増大が保険料にはね返る仕組みになっています。医療費の10%を負担するというので、2年に一度、値上げが繰り返されます。負担は、能力に応じて、サービスは平等にが原則です。所得のかからない方からも保険料を徴収し、天井知らずに引き上げられる保険料であるため、滞納者も年々ふえています。

また、資格証明書の発行はしないということですが、発行することができるようになっており、戦前、戦後の荒廃から現在の日本を築いてくれた高齢者に対して、敬愛の気持ちを持

つのでなく、厄介者扱いされる後期高齢者医療制度は、廃止以外にございません。速やかに廃止されることを求め、本会計予算に反対をいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第11番、坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 11番、坂口哲哉でございます。

ただいま議題となっております、議第9号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げます。

医療費の増加が社会問題となっている中で、国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険は、相変わらず財政的に厳しい状況が続いています。このような中で編成をされた平成23年度予算について、予算特別委員会では特別会計運営について、慎重に議論されましたが、担当におかれましては、かなりのご苦勞があったのではないかと、拝察する次第でございます。

申し上げるまでもなく、国民健康保険を初めとする医療保険制度は、相互扶助として成り立っています。つまり、必要となる需要に対して、加入者相互の負担で賄っていく制度でございます。

こういったルールの中で算定された税率が、高いか低いかという議論がされるわけですが、それ以前の根本的な論理として、保険制度という枠組みの中で運営する以上、必要な需要に対しては、必要な負担を求めていくというのが、まずは基本ではないでしょうか。

特に医療費の増加や、医療現場の疲弊の要因として、コンビニ受診や重複受診などが取りざたされている昨今において、医療費の増加は、自分たちの負担にはね返ることを明確に示すことが、無駄な医療費を省き、健全な医療費の抑制へとつながっていくのではないのでしょうか。

現行制度を国政レベルで抜本的に見直さない限り、必要な需要に対する税以外の財源を求めた場合、結局、一般会計からの繰り入れに頼ることになると思いますが、言うまでもなく、一般会計には、国保加入者以外の人たちの税も含まれており、国保の税率を引き上げる、引き下げる目的で、必要以上の繰り入れを行うことは、結果として医療保険の公平性を著しく欠くことになると思います。

平成22年度においては、税率を大きく改定されましたが、医療保険における公平性の確保や、安定的な国保運営の持続のために必要な措置であったと、これを評価するものであり、また新年度の税率については、今年度の大幅な引き上げ、雇用情勢を考慮すること

とし、改定は行っておられませんが、今後の財政状況を見きわめ、必要な財源確保による安定的な運営がされることを望むものです。

このような状況の中、平成23年度においては、人間ドック、脳ドックの補助率を改正され、3年に一度の補助に変更されたものの、低所得者への補助率を高め設定するとともに、市内の医療機関限定という枠を撤廃され、受診機会の公平性を保ち、充実する制度に変更されました。

また、特定健診事業では、その受診率を上げて、生活習慣病の予防を目指しつつ、病気の早期発見、早期治療に努め、ひいては医療費の増大に歯どめをかけるため、一部負担金の無料化を実行されることとされました。

このような国保財政が厳しい中にあり、創意と工夫により、国保加入者の健康づくりの助けとなる制度運営も図られ、十分納得できる予算編成をされたと考えます。よって私は、議第9号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について賛成といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。

請願第1号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書及び請願第2号、小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願、以上2件につきまして、反対討論を行います。

共産党議員団代表質問に対し、市長答弁もありましたが、議員の立場から、反対討論を行います。リフォーム助成制度は、中小事業者の支援と、一般市民の住宅修繕費用軽減等、一定の効果はあると判断はできるものの、利用者の欲が出たり、業者の勧めにより、当初予定したより以上にリフォーム範囲が拡大し、必要でもない工事を行い、費用面で多額の出費をしていることもあります。

また、リフォーム助成制度を行っている自治体職員の声の中には、事務処理が大変であることや、制度の利用者へのアンケートでは、助成があるからリフォームをしたという人は少ないと言っています。

業者側にも、一定の時期に工事が集中し、工事の停滞により市民の希望する時期に改修工事ができないことや、業者が臨時作業員の雇用を余儀なくされることもあります。

県内自治体の状況では、4市が平成23年度も、住宅リフォーム制度に取り組むとしていますが、その後の方針としては、廃止が2市、未定が2市となっています。

過去5年間実施された守山市では、一定の役割を終えたとして、助成は実施されないとのことであります。

また、本市では、独自の利子補給制度もあり、また住宅に関する国の助成制度では、住宅エコポイント制度や、一定の要件を満たした耐震、バリアフリー、省エネの住宅リフォーム工事を行った場合は、申請により所得税や住民税の減税も受けられます。

以上のようなことから、経済効果はあるというものの、結果的には建築関係業者に限定されるような補助制度は、税金の使い方としては問題があり、また地元商工会や市民からも要望のない制度は設けるべきではないと判断します。

よって、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願については、反対するものであります。

次に、小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願に対する反対討論を行います。登録をしておくだけなので、金がかかるわけでもないが、幾ら小規模な修繕工事であっても、その要求品質は保たれていなければなりません。その意味では、指名登録業者であれば一定の品質を保てるので、安心して発注できるのであります。

単に、何の審査もなく、その企業の財政力も不明のまま、登録してある業者に発注することとなると、施工時の安全管理や品質の面で不安があり、小規模工事であるから任せておけばいいということにはならず、かえって余計な手がかかってしまいます。

市の契約実態を聞いてみますと、やはり品質面から安心できる指名登録業者に発注しているとのことであり、またガラスの入れかえ等、単品物につきましても、物品購入の形で指定業者に発注しているとのことであります。

ちなみに、平成22年3月31日現在の制度実施自治体数は、市町村総数1,727のうち、449自治体であります。そして、県内では、近江八幡市と湖南市のみであります。

この制度につきましても、市商工会に確認しましたが、制度創設の要望はありませんでした。

よって、小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願には反対いたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） それでは、請願第1号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願につきまして、賛成討論を行います。

本請願は、長引く不況で地域経済が疲弊する中、市民が住宅をリフォームする場合、その一部を助成することにより、市内工事が増大し、地域経済の活性化につながるもので、有効な制度であります。

今回の請願に対して、環境経済建設常任委員会審議で、さまざまな意見が出ました。例

えば、市独自で行っている制度や、国の制度等を利用してもらうほうがよいというものや、特定の業種や、市民だけのものになるという意見がありました。

確かに、市が独自で行っている利子補給制度は素晴らしいもので、多くの業者の方々に喜ばれているものだと思います。

国が行っている木造住宅耐震、バリアフリー改修等事業補助金や、エコハウス普及促進補助金に関しても、市民の方々にはありがたいものであります。

しかし、そもそもこの住宅リフォーム助成制度の大きな目的というものを理解していただきたいのですが、この制度は、一部の業者や利用者に対する個人施策として、個人が利益を得ることが趣旨ではありません。

現実、財政が大変なこの時期に、制度の利用者に現金を渡すものとなり、疑問を抱く気持ちは理解しますが、長引く不況のもとで、疲弊した地域経済を活性化する起爆剤となっていると、既に制度導入をしている自治体からの声もあり、滋賀県議会での請願でも、全会派一致と大きな期待感を持って採択されています。

先の見えない不安の中で、家屋のリフォームを我慢しておられる方々もたくさんおられると思いますが、この助成制度が呼び水となって、地域経済を積極的に循環させていくことにつながっていくと考えます。工事費は予算額の1.5から2.0倍、経済波及効果は予算額の2.5倍から3.0倍と試算されるほど、絶大な経済効果を生み出すとも考えられています。

ほかには、地元がどれだけ要望しているのかという意見もありましたが、例えば湖南市の同じくこの3月議会では、80近い地元業者からの請願が上がり、審議の最中であると聞いています。その中での話では、これまで、この請願に反対し続けてきた議員の方が、請願者である幾つかの業者を初めて回ってみて、これほどにも今の現状は厳しいものだという目を目の当たりにして、請願に賛成したとのことでした。

野洲市でも、この制度を知ってもらえれば、多くの業者の方々や、市民の方々からの期待が寄せられると考えられます。そして何よりも、こういった地域経済を活性化させる施策の導入を行政や議会が積極的に推し進めていく姿勢が問われるのではないかと考えます。

以上、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書の賛成討論とします。

続きまして、請願第2号、小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願に賛成討論を行います。

この請願は、入札資格のない中小業者に小額工事を発注して、地元業者の仕事起こしの

制度創設を求めるものでありますが、先ほどの住宅リフォーム助成制度と同じで、大きな目的は地域経済を活性化させることです。

委員会審議の中で、品質の確保という面では、行政に指名願いを出しているそれなりの業者でないと不安ではないかという意見もありました。確かに品質確保は重要です。しかし、今日のさまざまな大手業者の手抜き工事の問題など見れば、業者の規模の大小はそれほど大きな問題ではないのではないのでしょうか。必ずしも小さな規模の業者が品質を確保できないものではないと考えます。

ましてや、仮にこの制度が導入された場合、厳しい社会情勢の中、苦しむ地元の中小業者の方々がやっとの思いで得た行政からの仕事に対して、いい加減な仕事をすることも考えられません。

しかも、この制度は、現在随意契約になっている小額工事を経営審査を受けた指名業者であるなしを問わず、登録した業者に発注するものなので、予算を伴うものでもありません。

実施自治体では異なりますが、50万円以下の工事を行政の発注方法の改善だけで実施できるものです。ぎりぎりのところで何とか経営を続けているまちの大工屋さん、左官屋さん、電気工事屋さんなど、地域で頑張る業者の方々を元気づけ、地域経済そのものを活性化させる起爆剤となり得るものと考えます。

以上、小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願書に対する賛成討論とします。議員の皆様の賛同をお願いします。

○議長（立入三千男君） 以上で討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議第8号から議第10号まで、議第27号及び議第31号の議案5件について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案5件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第8号から議第10号まで、議第27号及び議第31号の議案5件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号から議第18号まで、議第28号から議第30号まで及び議第32号

から議第36号までの議案16件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案16件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第11号から議第18号まで、議第28号から議第30号まで及び議第32号から議第36号までの議案16件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願について採決いたします。

念のため申し上げます。環境経済建設常任委員長の報告は不採択とすべきものでありました。

お諮りいたします。請願第1号については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第1号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第2号、小規模修繕工事希望者登録制度の創設を求める請願書について採決いたします。

念のため申し上げます。環境経済建設常任委員長の報告は不採択とすべきものでありました。

お諮りいたします。請願第2号については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第2号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択と決しました。

暫時、休憩いたします。再開は2時20分といたします。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長(立入三千男君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

お諮りいたします。報告第1号、議第37号から議第40号まで及び発議第1号並びに

意見書第1号から意見書第3号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、議第37号から議第40号まで及び発議第1号並びに意見書第1号から意見書第3号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(立入三千男君) 追加日程第1、報告第1号、委任専決処分の報告について(工事請負契約の変更について)について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 報告第1号、委任専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成22年8月31日に議決を得ました篠原小学校校舎改築工事(建築主体工事)の工事請負契約について、工事内容に変更が生じたことに伴い、工事請負金額を655万4,100円増額し、変更後の金額を1億9,687万7,100円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に議すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を経た契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことから、同条第2項の規定によりご報告をいたすものであります。

以上、よろしくお願いたします。

(追加日程第2)

○議長(立入三千男君) 追加日程第2、議第37号から議第40号まで、平成22年度野洲市一般会計補正予算(第7号)ほか3件を一括議題といたします。事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) それでは議件を朗読させていただきます。

議第37号平成22年度野洲市一般会計補正予算(第7号)、補正予算案1件、議第38号野洲市地域総合センター条例の一部を改正する条例、条例改正案1件、議第39号工事請負契約について(野洲中学校耐震補強・大規模改修工事(建築主体工事))ほか、その他案件1件、以上であります。

○議長(立入三千男君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 次に、議第37号、平成22年度一般会計補正予算第7号について、ご説明申し上げます。

今回、追加で提出させていただきました補正予算につきましては、地方自治法第213条第1項に規定する、繰越明許費を定めるもので、国の経済対策などによりまして、年度内の完了が見込めないものを計上しようとするものであります。

まず、国の経済対策関連では、一次補正分の地域活性化交付金のうち、きめ細かな交付金の対象事業で、交付決定時期等から本事業の事業量等を勘案すると、年度内の完成が見込めない事業を繰り越すもので、総務費の施設等改修事業で500万円を、民生費の保育園施設維持補修事業で232万8,000円を、土木費の河川改修事業で468万6,000円を、教育費の小学校及び中学校の施設維持補修事業でそれぞれ1,000万円を、幼稚園施設維持補修事業で299万4,000円をそれぞれ繰り越すものであります。

次に、小学校施設整備事業では、篠原、三上、野洲、祇王の各小学校の耐震整備等の事業、中学校施設整備事業では、野洲中学校の耐震整備等の事業については、国の経済対策の補正予算や予備費を活用した事業で、双方とも事業量等から年度内の完了が見込めないため、関連事業費それぞれ16億6,749万5,000円及び4億7,047万円を繰り越すものです。

また、幼稚園空調機器整備事業では、これも国の補正予算による交付金事業を活用し、中主、祇王、三上、北野、野洲の各幼稚園の空調機器整備工事の施工日数が確保できないことから、事業費1億699万1,000円を繰り越すものです。

以上が国の経済対策関連の事業であります。

次に、総務費の市有地地積調査事業では、旧野洲町給食センター跡地の隣接地について、県協議及び民境界の協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、550万円を繰り越すものです。

衛生費の新クリーンセンター施設整備計画策定事業では、地元大篠原自治会等の同意を得るまでに時間を要し、事業の着手同意が23年6月ごろに得られる見込みとなったため、当該計画策定関連の委託料2,513万6,000円を繰り越すものです。

土木費の道路新設改良事業では、仮称市道市三宅竹生線の新設改良工事で、県道との交差点協議に時間を要し、完了が見込めないことから、関連事業費7,070万4,000円を繰り越すものです。

流域貯留浸透事業では、社会資本整備総合交付金事業の決定時期等から、本事業の事業量等を勘案すると年度内の完成が見込めないことで当該事業費 840 万円を、主要特定道路整備事業では、都市計画道路市三宅妙光寺線と国道 8 号線との交差点協議で、国道事務所との協議や隣接工事の調整に日数を要したことで関連事業費 5,530 万円を、野洲駅周辺都市基盤整備事業では、社会資本整備総合交付金の決定時期や関係者との協議等に日数を要したことで関連事業費 1 億 359 万 4,000 円を、それぞれ繰り越すものです。

消防費の東消防署及び防災センター整備事業では、農振除外の手続等で日数を要したことから、関連事業費それぞれ 2,462 万 9,000 円及び 914 万 5,000 円を繰り越すものです。

以上、一般会計補正予算第 7 号の提案理由とさせていただきます。

議第 38 号、野洲市地域総合センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、施設の位置の変更については、先ほど議決をいただきましたが、かねてより検討を重ねてまいりました施設の名称を地元の意見を尊重し、「野洲市市民交流センター」とすることから改正するものです。

また、野洲市使用料条例についても、施設名称の変更が必要となることから、附則において改正するものです。

なお、本条例につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものです。

議第 39 号、工事請負契約、(野洲中学校耐震補強・大規模改修工事(建築主体工事))についてご説明を申し上げます。

工事の対象となっております校舎新館は昭和 51 年に、体育館は昭和 38 年に建築しており、耐震診断において構造上耐震補強が必要な状態にあると判定されたため、校舎及び体育館の耐震補強工事と大規模改修工事をあわせて行うものです。

工事請負契約につきましては、去る 3 月 14 日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額 2 億 4,675 万円、請負人を株式会社澤村、代表取締役澤村幸一郎と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 号第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 40 号、工事請負契約、(三上小学校校舎耐震補強・大規模改修工事(建築主体工事))について、ご説明を申し上げます。

工事の対象となっております校舎管理棟は、昭和34年と昭和37年にまた校舎南館は昭和55年に建築しており、耐震診断において構造上、耐震補強が必要な状態にあると判定されたため、2棟の耐震補強工事と大規模改修工事をあわせて行うものです。

工事請負契約につきましては、去る3月14日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額1億8,438万円、請負人を株式会社フジサワ建設、代表取締役藤澤正幸と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題になっております議第37号から議第40号までの各議案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第37号から議第40号までの各議案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議題37号から議題40号までの各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第37号から議第40号までの各議案について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、議第37号平成22年度野洲市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第37号は

原案のとおり可決されました。

次に、議第 38 号野洲市地域総合センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 38 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 39 号工事請負契約について(野洲中学校耐震補強・大規模改修工事(建築主体工事))については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 39 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 40 号工事請負契約について(三上小学校校舎耐震補強・大規模改修工事(建築主体工事))については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 40 号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第 3)

○議長(立入三千男君) 追加日程第 3、発議第 1 号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第 18 番、田中孝嗣君。

○18 番(田中孝嗣君) 18 番、田中孝嗣です。

私からは発議第 1 号、野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この議案は、既成の 3 常任委員会に新たな予算委員会を設立し、委員数は議員全員の 20 名で、所管事項は予算及びこれに関連する事項とするものであります。

設置の理由については、平成 18 年に地方自治法の改正により常任委員会の複数委員会の所属が可能になりました。複数委員会の所属が可能になった要因としては、市町村合併による各自治体の議員数が減る中、所管についてさまざまな問題を議員が議論しなければならないということが考えられます。

特に、予算にかかわる審議を集中的に行い、審査効率の向上を図るとともに、さらに本市の財政状況を考えると、議員全員による詳細な議論をする場をつくることが重要であるとの認識のもとに、予算常任委員会を設立いたしました。

何とぞ議員の皆さんには、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうかよろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） それでは、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第4）

○議長（立入三千男君） 追加日程第4、意見書第1号から意見書第3号まで、若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書案ほか2件を一括議題といたします。

それでは順次、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。本文を朗読して説明にかえさせていただきます。

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）。この春卒業見込みの大学生の就職内定率は、昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した96年以降で最悪となりました。

日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済、社会の活力低下という点から見ても、大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引く中、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が、就職内定率低下の要因の一つと考えられます。

政府はこうした事態を深刻に受けとめ、今こそ若者の雇用対策の更なる充実をさせるべきであります。

特に都市部で暮らす学生が、地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は、資金的余裕がないなどの理由で、事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。

若者の雇用確保と地元企業の活性化のためには、中小企業と学生をつなぐ改革をマッチング事業に、自治体が積極的に取り組めるよう支援が必要でございます。

よって、政府におかれましては、雇用ミスマッチの解消を初めとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定、実施するよう強く求めます。

1、人材を求める地方の中小企業と、学生をつなぐため、マッチング事業を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。

2、都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこにでも情報を収集できるよう、就活ナビサイトの整備等を通じて、地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第2号及び意見書第3号について、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第2号、国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書案について、要旨朗読し提案とさせていただきます。

厚生労働省は市町村が運営する国民健康保険について、全年齢を対象に、期限を決めて全国一律で都道府県単位に広域化する方針を進めています。

広域化の理由は、安定的な財政運営ができる規模が必要などとしています。しかし、国民健康保険会計は、一般会計からの繰り入れを除けば、ほとんどの市町村が赤字であり、財政難の国保を寄せ集めても、財政が改善する見込みはありません。

広域化が保険税値上げと給付の抑制や、住民の声が届かない組織運営につながることも、後期高齢者医療制度の広域連合で証明されています。

都道府県単位の広域化は、政府が掲げる医療保険の一元化とともに、もともと前政権が医療構造改革の骨格として打ち出したものです。住民に対する市町村の負担軽減をやめさせ、国民に保険税引き上げか受診抑制かを迫り、医療費の削減を図ることが目的です。

これは住民の命と健康を守る社会保障制度としての公的医療制度の崩壊につながるものです。多くの低所得者が加入する国民健康保険は、手厚い国庫負担なしには成り立ちません。

政府は、国保財政への国庫負担を計画的に復元していくことと同時に、高過ぎる国保税をだれでも払える水準に引き下げていくことが求められています。

よって市町村の役割を放棄する国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

次に、意見書第3号、子ども・子育て新システムに反対する意見書案について、要旨を説明いたします。

現行の保育制度は、国や市町村が保育の実施義務を負うものと明確に位置付け、最低基準により、全国どの地域においても、保育が等しく保障され、保育料においても、保護者の所得格差が、子どもたちの受ける保育の格差につながる事のない応能負担を原則としています。

現在国においては、子ども・子育て新システムの具体的な仕組みを検討していますが、保育に関しては、保育の質の低下、保護者負担の増加を引き起こすおそれのある保育の産業化ではなく、児童福祉として、子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行うとともに、貧困や格差に対するセーフティネットとしての機能も含め、制度の充実を図るべきであります。

また、幼保一元化については、保育所と幼稚園は、目的、機能はもとより、開所、開園

日数、保育時間、利用の仕組み、入園料及び保育料の設定等に関して、根本的な理由によって違いがあり、歴史的に築き上げた文化を激変させる拙速な改革は、現場の不安と混乱を招くことになりかねません。

よって、政府におかれては、早急な子ども・子育て新システムの導入を見合わせ、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て、働き続けられる保育制度の拡充を図るよう、下記の事項を強く要望します。

1、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。

2、保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上、議員各位の皆さんのご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第3号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについて討論を行います。討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。意見書第1号、若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書に反対討論いたします。

まず、この意見書で要求されております第2項目めの就職活動費用の格差是正とは、意味がよくわかりません。続けて、就活ナビサイトは何が整備できていないのか等、要求内

容、事項が理解できないところがあります。

趣旨に書かれているように、採用意欲が高い中小企業には、人材が集まらないのは事実であります。大企業、ブランド企業志向が強いのは、学生よりか、むしろ親であると言われております。これは、安定したところに入ってほしいという、親心のあらわれであります。学生自身ももっと「就職するんだ！」という気持ちを持って、真剣に向かうべきであります。

意見書の中で、都市と地方の雇用情報の格差があると言っておりますが、国は昨年から、学生と若年者に対し、各種支援策を行っており、自治体もそれに呼応して支援を行っております。

1つ目には、高校生や大学生の就職支援を行うハローワークに設置してあります「ジョブサポーター」を増員いたしました。その結果、ジョブサポーターの支援を受けて、内定が出た人が50%以上ふえたとのことであります。

2つ目は、既卒者のための奨励金の活用と、3度にわたって厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣連名で、主要経済団体247団体に対し、3年以内の既卒者を新卒者扱いするよう要請をしております。総理も新卒卒の採用拡大等について、経済界に要請をしております。

3つ目は、大学等に配置したキャリアカウンセラーと、新卒応援ハローワークのジョブサポーターとの連携強化であります。

4つ目は、経済産業省の中小企業採用力強化事業、(ドリームマッチプロジェクト)であります。これは、中小企業と新卒者の雇用ミスマッチング解消をするもので、滋賀県においても「ヤングジョブセンター滋賀」として、大津と彦根に開設して、就職バックアップの事業を行っております。

以上のように、既に自治体においても、雇用ミスマッチングを解消する取り組みを行っておるところでありますので、意見書の提出する必要はなく、これに反対いたします。

議員の皆様の賛同を求めます。

○議長(立入三千男君) 次に、第8番、梶山幾世君。

○8番(梶山幾世君) 第8番、梶山幾世でございます。若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書(案)に対する賛成討論を行います。

中小企業採用力強化事業(ドリームマッチプロジェクト)の推進を経済産業省は経済戦略実現に向けた三段構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)に基づき、平成2

2年度から開始している中小企業採用力強化事業をさらに拡充させ、中小企業と新卒者の雇用ミスマッチ解消を推進しております。

1つ、主旨といたしましては、昨今の厳しい経済情勢を受け、本年3月の大学等卒業予定者の就職内定率は、68.8%、12月1日現在と、過去最低を記録し、大学等卒業予定者を取り巻く就職環境も厳しい状況が続いております。

このような状況を受け、合同説明会の開催や、インターネットを通じた企業と、学生の面談設定等を通じて、中小企業と新卒者の雇用ミスマッチ解消を推進する、中小企業採用力強化事業を平成22年5月より行っております。

このたび、成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策に基づき、予備費を活用して、新たに支援内容を拡充いたしました。拡充のポイントは、

①参画企業の要点を従業員規模300人以下としていたところを従業員規模1,000人以下の企業にまで拡充しております。

②合同企業説明会を全国7都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で、追加開催しております。

③全国11都市（札幌、仙台、東京、石川、長野、静岡、名古屋、大阪、広島、香川、福岡）で、インターネットを通じて、事業者と学生の双方向通信が可能なオンライン説明会を開催しております。

この「ドリームマッチプロジェクト」は、公明党が推進、新企画してまいりました。内容を見てみますと、次のようになります。

オンライン企業説明会では、就職活動中の学生と、採用意欲のある中小企業等をつなぐ「ドリームマッチプロジェクト」（日本商工会議所が実施）の新たな試みとして、昨年12月からスタートしたオンラインによる企業説明会が行われております。

例えば学生は、自宅や学校のPCから参加できること、またチャットで気軽に質問、30分で230件の書き込みもできます。

昨年12月21日に、東京のスタジオで行われたオンライン説明会では、「東京で行われた」といっても、東京に行く必要はなく、インターネットができるPCさえあれば、自宅や学校からでも参加できるのが、オンライン説明会の魅力の一つであります。

特に、一般の企業説明会が集中して開催される大都市以外に在住している学生にとっては、往復の交通費や時間が節約できます。

この参加の手順は、まず「ドリームマッチプロジェクト」のサイトにアクセスをします。

次に、「ウェブセミナー」の番組表から、開催日と放送スタジオの場所を選択して予約すると、入力したアドレスに予約完了のメールが届くことになっております。

当日、説明会開始の時間が近くなったら、メールに記載されているURLをクリックしてログインするだけです。事前に接続確認ができるので、前日までに一度試しておくことができます。

この企業説明会は、企業の担当者がスタジオに登場して話をします。基本的に15分間の説明の後に、10分間の質疑応答があり、1社につきおよそ25分間の所要時間になっております。

担当者からの話は、事業内容や採用の流れなどの説明とともに、担当者の趣味といった脱線もあったようですが、チャットの反応はむしろ親しみを感じて、歓迎しているようがあります。

質疑応答では、「経験がないのですが、大丈夫ですか」、「平均年齢は」、「男女比は」などの質問が次々とチャットに書き込まれ、それを見ながら担当者が答えていくという形です。

終了後にチャットの履歴を見ると、この企業が説明している間の書き込み数は、約30分間で230件に達していたとのこと。このオンライン説明会を通して、気になった企業については、後に個別で質問をするか、説明にあった採用ステップに従って応募することになります。

このように、いろいろと体験してみて、地域や条件にかかわらず、さまざまな企業と出会える有意義な方法であると思います。

また、大阪市内で開催されましたドリームマッチプロジェクトの合同企業説明会では、学生や既卒者1年目が対象で、中小企業とのミスマッチ（求人と求職のずれ）の解消を目的に、国が民間委託し、開催され、この日は64社の中小企業がブースを出し、多くの学生らが面談に臨んだということです。

このようなドリームマッチプロジェクト等を取り組みながら、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題を解決することが、経済成長、社会の活力低下を防止することができるのではないのでしょうか。

今まで説明しました内容からわかりますように、大都市中心に進められている事業ではありますが、本市のような規模の人口でのこのような取り組みも、今後開催されるべきと考えます。

以上のことから、若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書案に対しまして、賛成討論といたします。皆様のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております意見書第2号、国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書に対し、反対討論を行います。

まず、近年国民健康保険は、加入者の高齢化や、医療の高度化等により、医療費は増加の一途をたどる一方、高齢化に加え、一昨年来からの社会経済の低迷の中で、非自発的失業者等の加入などにより、低所得、無所得者が増大しており、市町村の国民健康保険財政は、極めて厳しい状況に置かれています。

各保険者においては、基金の取り崩しや、一般会計からの繰り入れ、また、繰り入れ充用などにより、特別会計を維持しております。そして、その結果として、保険税を引き上げざるを得ない状況にあり、現行制度は限界にきていると言えます。

次に、市町村間の保険財政安定化や保険税の平準化を進める観点から、これまでも医療給付費の多寡や所得の差異に着目した普通調整交付金の投入や、高額医療拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金などの、再保険制度による財政調整、市町村合併などによって対応していますが、いまだ十分とは言えません。

このような現状を改善するため、必要な財政構造の改革を伴った上での広域化は、必要かつ当然の対応と考えます。

広域化が進められた暁には、スケールメリットによる財政の弾力性の向上や、保険料の地域間の不公平がなくなるなど、一定の効果が期待されるところです。

このように、今後の医療制度について、将来、地域保険として、一元的運用を図るという観点からも、まずは市町村国保の運営に関し、都道府県単位による広域化を推進することは、必要であると考えます。

国民健康保険財政は、危機的な状況にあります。この逼迫している現状から、広域化への移行までの間、財政的支援策として、療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げについては、強く要望するものであります。

以上、議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、第4番、高橋繁夫君。

○4番（高橋繁夫君） 第4番、高橋繁夫でございます。子ども・子育て新システムに反

対する意見書に対する反対討論を行います。

私はただいま議題となっております子ども・子育て新システムに反対する意見書について、反対の立場から討論を行います。

我が国では長年、就学前の子どもに対する教育及び保育は、満3歳以上の子どもへの教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により、保育に欠けるゼロ歳から子どもへの保育を行う児童福祉施設である保育所に担われてきました。

しかし、保護者の就労形態の多様化、少子化の進行による子どもや兄弟の数の減少、保育所待機児童の増加と、幼稚園利用児童の減少、核家族化の進行等による子育て支援を要する家庭の増加などの課題が大きくなり、現在の幼稚園と保育園の枠組みでは、対応できなくなってきています。

このような背景のもと、平成21年度12月8日に閣議決定された、「あすの安心と成長のための緊急経済対策に基づき、開催される子ども・子育て新システム検討会議」では、平成22年6月25日に、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定しました。

そこで、「すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切に社会」を実現することを目的の第一に掲げ、子ども子育てを社会全体で支援し、「利用者、子どもと、家族本位を基本とし、すべての子どもを子育てを家庭に必要な良質のサービスを提供」することなどを目的を実現とするための方針としています。

この要綱に掲げられた新システムの目的や方針、実現すべき対象は、平成22年1月29日に閣議決定されました「子ども・子育てビジョン」に合致するものであり、子ども保育のビジョンは、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく国の大綱として決定されたものであります。

なお、要綱の段階では、幾つかの課題が残されていることが、関係団体等から指摘されています。しかし、「子ども・子育て新システム検討会議」の下に設置されている「作業グループ」、さらには3つのワーキンググループでは、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、検討することになりました。

就学前の保育、幼児教育制度の共通化について、引き続き各界の有識者や、関係の専門家により、鋭意検討されているところであります。

就学前の教育として、幼稚園を所管する文部科学省と、児童福祉の立場で保育所を所管する厚生労働省による、長年の縦割り制度の弊害が解消される好機とも言える、「子ども

も・子育て新システム」へのすべてを否定するものではなく、「すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切に作る社会」のもとで、「利用者（子どもと子育て家族）本位を基本とし、すべての子ども、子育て家庭に必要な、良質のサービスを提供」できるシステムが構築されるよう、今後の「子ども・子育て新システム検討会議」等での討論に期待するものであります。

以上、反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩。

（午後 3 時 7 分 休憩）

（午後 3 時 7 分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

はい、どうぞ。

○4番（高橋繁夫君） 間違いがありましたので訂正します。就学前でございますね。ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、意見書第2号及び第3号について、私は賛成討論を行います。

まず、意見書第2号、国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書案について、賛成討論を行います。

この意見書案につきましては、意見書案の前段に書かれておりますように、現在、市町村が運営する国民健康保険について、都道府県単位の広域化する方針を厚生労働省が進めています。

その理由が、安定的な財政運営ができる規模が必要などとしています。しかし、十分皆さんご承知だと思いますが、国民健康保険会計、市町村会計が、一般会計からの繰り入れなどを除きますと、ほとんどの市町村が赤字。ですから、財政難の国保を幾ら寄せ集めても、根本的には国保財政が改善する見込みがございません。

このことが、意見書前段に書かれておりますが、先ほどのこの反対討論で、必要な財政構造の改革を伴った上での広域化は当然、あるいはこの広域化によりまして、保険料の地域間の不公平がなくなると反対討論理由されましたが、しかし現実的にはそのようなことはないと考えます。

この件に関しまして、皆さんもご承知だと思いますが、現在滋賀県が、国保の広域化の

準備を進めています。これに関連しまして、広域化に関する意見を各市町に求めました。この時、昨年12月17日、昨年12月に、野洲市として県に意見書を上げておられますが、国保の広域化方針で、野洲市として、このような意見が述べられています。

国保の窮状は、医療保険制度自体、また国等の財政負担のルールといった、構造的な問題に起因するものである。よって、ぎりぎりの運営を余議なくされている県内市町村国保を幾ら広域化しても、決して改善にまでは至らないはずである。方針の趣旨から、再整理されるべき。野洲市として県に、このような意見書を上げています。つまり、野洲市行政としても、国保の広域化について懸念、そして危惧を表明しているわけであります。

ですから、今、必要なことは、先ほど申し上げましたように、多くの低所得者層が加入する国民健康保険は、やはり国の負担をふやすこと以外に成り立たないものであります。よって、ですから、国保の広域化は、何ら解決につながらないと考えます。

必要なことは、先ほど反対討論で言われましたが、文字どおり国保財政は、危機的、ある意味限界ということでありますが、再三言いますが、この間減らされてきた国民健康保険への国の負担を計画的にもとに戻していくことこそ、本来の国保運営、国保財政につながるものであります。

よって、このことを求めておりますこの意見書第2号には賛成するものであります。

次に、意見書第3号、子育て新システムに反対する意見書について、賛成討論を行います。

この意見書案につきましても、意見書案の前段に書かれておりますように、さらに具体的な意見書の項目に書かれておりますように、児童福祉法の24条に基づく、現在の公的保育制度を堅持、そして拡充すること、ひいては保育の質の低下につながる保育所の最低基準の廃止や引き下げは行わず、抜本的な改善すること、これを求めています。

つまり、現在の保育制度は、国、市町村が実施義務を行う、これが当然のこと、位置づけられています。ですから、その最低基準により、全国どの地域においても保育が等しく保証される、こういう制度でございます。

そのことによって、保育料等にもこの格差が出ない、格差につながらないように、そういうことを原則としています。

これにつきましても、先ほどの討論、反対討論では幾つかの課題は残されているが、新システムそのものは、子どもへの良好な保育環境を保障するとか、子どもを大切にする社会を実現するには、その目的が第一に掲げられていると、たしかそう反対討論されたと思

いますが、決してそうではないと思います。

先ほど来言っておりますように、今、国が進めようとしています子育ての新システム、保育の最低基準の撤廃、あるいは民間にゆだねる、そして保育の最低基準を自治体の裁量に任せる、つまり国の責任を放棄する、そうなれば本当に保育の基準、あるいはシステムそのものが、国が責任を負うべくシステムが崩壊し、より一層保育の後退は必至であります。

よって、この意見書にも後段に書かれておりますように、今必要なことは、早急な子育て、子ども・子育て新システムの導入をすることではなく、意見書の項目に書かれておりますように、基本的には現行制度を守り、その中で抜本的な保育の基準を改善、向上させることこそ大事だと考えます。

以上、賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第1号、若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号、国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号、子ども・子育て新システムに反対する意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成23年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

まずは、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震と、それに伴う大津波によって被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。また、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

野洲市におきましても、被災地の一日も早い復興を支援するため、災害直後より、給水応援、援助物資の搬送、被災者の受け入れなど、素早い対応を行ってまいりましたが、今後も現地の状況に応じた支援を行っていきたいと考えております。

また、市民の皆様からは、既に多くの義援金や物資をお預かりしており、関係機関を通じまして、確実にお届けをさせていただきます。

さて、本定例会は、議員の皆様には、去る2月28日から本日までの25日間にわたり、慎重にご審議を賜り、まことにありがとうございました。

平成23年度当初予算を初め、多くの重要案件につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、すべての議案につきまして、原案のとおりお認めをいただき、大変ありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

本定例会の質疑におきましては、財政運営、農業政策、子育て支援対策、高齢化対策など、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の安全でにぎわいのある元気な野洲のまちづくりに生かさせていただきます。

平成22年度も残すところ、あとわずかとなりました。当面の重要な懸案といたしましては、まずは野洲駅前民有地の買取り可否の検討につきましては、今議会での皆さん方のご意見、ご提案を踏まえまして、4月の市民懇談会に臨ませていただき、その後、公開の検討会の開催や、議会特別委員会をご開催いただく中で、市の考え方をまとめ、6月議会においては一定のご判断をいただけるよう、作業を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、総合計画の改定につきましては、これからのまちづくりに当たって、市民の皆様にとって、具体性と実効性のあるよりどころとなる計画づくりを目指して、本年12月議会の提案をめどに、鋭意作業を進めてまいります。

また、旧分庁舎跡地の利活用につきましては、先日開催いたしました市民懇談会でいた

いただきましたご意見をも踏まえ、平成23年度早期に方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

その他、第5期介護保険事業計画、景観計画、商工業振興指針及び農業振興計画などの策定、農地の保全と市街化区域の拡大等土地の適正利用の推進、また学校耐震化事業、学童保育所及び幼保一元化と子ども園の整備、クリーンセンターの建てかえ、消防署移転と防災拠点の整備など、多くの課題があり、積極的な取り組みを進めてまいります。

にぎわいと安心の、もっと元気な野洲を目指して、職員と力を合わせ、5万人市民の福祉の向上と市の発展のためのまちづくりに、一層取り組んでまいります。

今後とも、議員皆様のご理解とご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

4月からは、議会基本条例が施行されます。議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、市民福祉の向上と、市発展のために、一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 以上、これをもって、平成23年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。（午後3時22分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年3月24日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 梶山 幾世

署名議員 井狩 辰也